

国連の報道の自由、思想の自由を守る特別報告者が第 41 回国連人権理事会に日本の放送法第 4 条の撤廃と記者クラブ制度廃止を勧める報告書を提出しました。  
放送法第 4 条は次の様に書かれています。

1. 公共の安全や道徳を害しないこと
2. 政治的に公平であること
3. 報道は歪曲されないこと
4. 様々な対立する意見がある場合は、出来るだけ多くの意見を様々な角度から報道する

もし、放送局がこの法律に違反した場合、公共の電波を使う権利を停止されます。

ケイ報告者の報告書が言っていることは、  
人々を騙し、公共の安全を毀損する「フェイク・ニュース・メディア」を保護しなさいということになります。

この法律は、日本人に対して有害で重大な人権侵害を引き起こす可能性があるフェイク・ニュースから国民を守るためのものです。

ケイ氏は、記者クラブ制度を廃止すべきだと報告しています。  
この点に関しては、ニュースが歪曲されるのを防ぐものなので合意できます。

しかし、記者クラブは公的機関ではありませんので、日本政府とは関係がありません。  
日本政府は、私的組織に対して法に反しない限りでは、圧力を掛けるべきではありません。

ケイ氏は、日本政府に対して私的組織に圧力を掛けるように促しているのですか？  
それは、結社の自由に反しています。

2017年にケイ氏は山城博治という何度も刑法を犯して逮捕された沖縄の犯罪者を支援していました。

山城氏が国連人権理事会を訪れた際に、山城氏は保釈中に日本の当局の許可を得て人権理事会に来て、事実を隠し嘘を言って、日本政府に対する不満を述べました。  
ケイ氏は、完全にこの犯罪者とその支援者達に騙されました。

ケイ氏は、山城氏とその支援者達が開催したサイドイベントに発言者の 1 人として参加しました。

そのサイドイベントで、聴衆の中の NGO の 1 人が、「自らが信じる事を遂行する為には、暴力を使うのか許されるのか？」との質問をしました。我々も、山城氏が手下と一緒に公務員に対して身体的な攻撃をしている動画を見せ同じ質問をしました。

私達は、その山城氏が沖縄防衛局の丸腰の局員たちに対して、明らかに暴力をふるっている同じ動画をケイ氏に送りました。

ケイ氏は、議論を両側から聞いて、公平にこの理事会に報告すべきだと思います。

彼が日本で聞き取りを行った人たちは、非常に偏っており、悪名高い弁護士と活動家が紹介した人たちでした。

この聞き取りをされた人たちは、その後に「彼には事実を話さなかった」「政府からの圧力があつたと聞いたが、自分は知らない」と告白しました。

これが現実であり、ケイ氏の報告書は信頼できないのです。

彼が日本に滞在中には、完全に悪名高い弁護士と活動家に付き添われ、私達の見解に触れさせないようにされていました。これは、全く公平ではなく、ケイ氏は、騙され、利用されたのです。

我々は、人権理事会に対して、ケイ氏が騙される可能性を防ぐため、我々を含む日本のその他の NGO と一緒に公開で調査を行い、我々からも広く意見を聞きとりをし、出来るだけ様々な角度から、公平に正確に報告するようにケイ氏に指示してください。

もし、ケイ氏が別な意見を聞き入れないのであれば、なぜ彼が「歪曲した報道をしないこと」と規定している日本の放送法に反対しているかの理由が、彼自身が虚偽の報告と誣告を意図せずに行っていると考えられるからです。

我々は、人権理事会に対し、あるイデオロギーを持ち企てているグループの人たちに騙されないため再調査をする様に要請します。

自由は常に道徳と責任を伴っている必要があります。  
責任のない自由は存在しません。